

仕様書 1 ホルムアルデヒド作業環境測定仕様書

1 作業環境測定場所

鳥取県立中央病院 3階 中央検査室 臓器処理室
1階 臓器保管庫（参考測定）

2 ホルムアルデヒド作業環境測定方法

作業環境測定基準に規定される検知管法（電動吸引ガス採取装置を用いた検知管法）。具体的方法は、公益社団法人日本作業環境測定協会の定める作業環境測定ガイドブック3（特定化学物質関係）による。

3 測定原理

作業環境空気中のホルムアルデヒドを、検知管を通して電動吸引ガス採取装置で吸引し、検知剤の変色層の長さから濃度を測定する。

使用検知管：ガステック No. 91TP（自動ガス採取装置用）

使用電動吸引ガス採取装置：GSP-300FT-2（ガステック）

4 作業環境測定実施後の措置

特定化学物質障害予防規則により、評価の結果、作業環境に不備（第2管理区分、第3管理区分）がある場合、甲の担当職員と協議の上、改善案を作成する。

5 検査報告書

乙は、検査終了後、甲に検査報告書を提出するものとする。

6 測定回数

作業環境測定は毎年2回とし、8月及び2月に実施する。なお、実施時期を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定する。

7 測定者

この測定を行う者は、作業環境測定法第33条に基づき登録された機関で、作業環境測定法第7条により登録された作業環境測定士とする。

仕様書2 エチレンオキシド作業環境測定仕様書

1 作業環境測定場所

鳥取県立中央病院 4階 中央滅菌材料室 組立室
4階 中央滅菌材料室 既滅菌庫

2 エチレンオキシド作業環境測定方法

作業環境測定基準に規定される検知管法（電動吸引ガス採取装置を用いた検知管法）。
具体的方法は、公益社団法人日本作業環境測定協会の定める作業環境測定ガイドブック
3（特定化学物質関係）による。

3 測定原理

作業環境空気中のエチレンオキシドを、検知管を通して電動吸引ガス採取装置で吸引し、
検知剤の変色層の長さから濃度を測定する。

使用検知管：ガステック No. 163TP（自動ガス採取装置用）

使用電動吸引ガス採取装置：GSP-300FT-2（ガステック）

4 作業環境測定実施後の措置

特定化学物質障害予防規則により、評価の結果、作業環境に不備（第2管理区分、第3
管理区分）がある場合、甲の担当職員と協議の上、改善案を作成する。

5 検査報告書

乙は、検査終了後、甲に検査報告書を提出するものとする。

6 測定回数

作業環境測定は毎年2回とし、8月及び2月に実施する。なお、実施時期を変更する場
合は、甲乙協議のうえ決定する。

7 測定者

この測定を行う者は、作業環境測定法第33条に基づき登録された機関で、作業環境測
定法第7条により登録された作業環境測定士とする。

仕様書3 キシレン作業環境測定仕様書

1 作業環境測定場所

鳥取県立中央病院 3階 中央検査室 染色室
3階 中央検査室 検体検査室

2 キシレン作業環境測定方法

作業環境測定基準に規定される直接捕集法（ガスクロマトグラフ（FID）分析方法）。具体的方法は、公益社団法人日本作業環境測定協会の定める作業環境測定ガイドブック5（有機溶剤関係）による。

3 測定原理

作業環境空気中の試料空気を直接捕集用器具（真空捕集瓶）に採取したのち、ガスクロマトグラフ（FID）に導入して、対象有機溶剤濃度を測定する。

使用分析機器：島津ガスクロマトグラフ GC-2030AF

4 作業環境測定実施後の措置

有機溶剤中毒予防規則により、評価の結果、作業環境に不備（第2管理区分、第3管理区分）がある場合、甲の担当職員と協議の上、改善案を作成する。

5 検査報告書

乙は、検査終了後、甲に検査報告書を提出するものとする。

6 測定回数

作業環境測定は毎年2回とし、8月及び2月に実施する。なお、実施時期を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定する。

7 測定者

この測定を行う者は、作業環境測定法第33条に基づき登録された機関で、作業環境測定法第7条により登録された作業環境測定士とする。

仕様書4 クロム酸及びその塩作業環境測定仕様書

- 1 作業環境測定場所
鳥取県立中央病院 3階 中央検査室 染色室
- 2 クロム酸及びその塩作業環境測定方法
作業環境測定基準に規定される測定方法（液体捕集装置を用いた吸光光度分析法）。具体的方法は、公益社団法人日本作業環境測定協会の定める作業環境測定ガイドブック4（金属関係）による。
- 3 作業環境測定実施後の措置
特定化学物質障害予防規則により、評価の結果、作業環境に不備（第2管理区分、第3管理区分）がある場合、甲の担当職員と協議の上、改善案を作成する。
- 4 検査報告書
乙は、検査終了後、甲に検査報告書を提出するものとする。
- 5 測定回数
作業環境測定は毎年2回とし、8月及び2月に実施する。なお、実施時期を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定する。
- 6 測定者
この測定を行う者は、作業環境測定法第33条に基づき登録された機関で、作業環境測定法第7条により登録された作業環境測定士とする。

仕様書 5 重クロム酸及びその塩作業環境測定仕様書

- 1 作業環境測定場所
鳥取県立中央病院 3階 中央検査室 染色室
- 2 重クロム酸及びその塩作業環境測定方法
作業環境測定基準に規定される測定方法（液体捕集装置を用いた吸光光度分析法）。具体的方法は、公益社団法人日本作業環境測定協会の定める作業環境測定ガイドブック4（金属関係）による。
- 3 作業環境測定実施後の措置
特定化学物質障害予防規則により、評価の結果、作業環境に不備（第2管理区分、第3管理区分）がある場合、甲の担当職員と協議の上、改善案を作成する。
- 4 検査報告書
乙は、検査終了後、甲に検査報告書を提出するものとする。
- 5 測定回数
作業環境測定は毎年2回とし、8月及び2月に実施する。なお、実施時期を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定する。
- 6 測定者
この測定を行う者は、作業環境測定法第33条に基づき登録された機関で、作業環境測定法第7条により登録された作業環境測定士とする。

仕様書6 ホルムアルデヒド局所排気装置等定期自主検査仕様書

1 定期自主検査

特定化学物質障害予防規則等に基づき、局所排気装置の定期自主検査を行う。

詳細は、局所排気装置の定期自主検査指針（平成20年自主検査指針公示第1号）によるものとする

2 検査装置

鳥取県立中央病院中央検査室

設置場所	系統No.・名称	対象有害物質
1階 解剖室	ホルマリン排気装置	ホルムアルデヒド
3階 臓器処理室	中央切出台	ホルムアルデヒド
3階 臓器処理室	卓上排気装置（ラミナーテーブル）	ホルムアルデヒド
3階 臓器処理室	ホルマリン槽局所排気装置	ホルムアルデヒド
3階 臓器処理室	臓器撮影台局所排気装置	ホルムアルデヒド
3階 染色室	卓上排気装置	キシレン
3階 検体検査室	卓上排気装置	キシレン

3 検査日

検査は毎年1回とし、乙は、甲と協議し検査日を決定する。なお、検査に際し、乙は甲の指示のもと、業務に支障をきたさないように配慮する。

4 測定機器等

局所排気装置の定期自主検査に際して、下記の測定器等を使用する。

- (1) スモークテスター
- (2) 熱線風速計等直読式の風速計
- (3) 温度計（表面温度計、ガラス温度計等）
- (4) テンションメータ
- (5) テストハンマー又は木ハンマー
- (6) 粉じん、ガス等の濃度測定器
- (7) 回転計
- (8) 聴音器又はベアリングチェックカー
- (9) 微差圧計
- (10) その他状況に応じて必要となる測定器

5 検査項目

局所排気装置の定期自主検査に際して、下記の検査項目を実施する。

- (1) フード、ダクト及びファンの磨耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度
- (2) ダクト及び排風機におけるじんあいの堆積状態
- (3) ダクトの接続部における緩みの有無
- (4) 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- (5) 吸気及び排気の能力
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
- (7) 抑制濃度

6 検査結果報告

乙は、局所排気装置の定期自主検査実施に際して、下記事項について結果報告書を作成し提出する。なお、検査結果に不備がある場合、乙は、甲と協議し、改善案を作成し提出する。

- (1) 検査年月日
- (2) 検査方法
- (3) 検査箇所
- (4) 設計値
- (5) 法定制御風速と実測値の比較
- (6) 検査の結果
- (7) 検査を実施した者の氏名
- (8) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (9) 所見（改善案並びに管理上のポイント）